

## 令和 8 年度変更点について(令和 7 年度税制改正より)

令和 7 年度の税制改正に伴う、令和 8 年度（令和 7 年分）住民税の変更点は以下の 4 点です。

### 1. 給与所得控除の見直し

給与収入金額が 190 万円以下の方は、一律 65 万円の所得控除額に改正されます。

※給与収入金額が 190 万円超えの方は変更ありません。詳細は以下の通りです。

#### 【令和 8 年度以降】

収入金額(円)	所得控除額(円)
1,900,000 円まで	650,000 円
1,900,001 円～3,600,000 円まで	収入金額 × 0.3 + 80,000 円
3,600,001 円～6,600,000 円まで	収入金額 × 0.2 + 440,000 円
6,600,001 円～8,500,000 円まで	収入金額 × 0.1 + 1,100,000 円
8,500,001 円まで	1,950,000 円(上限)

### 2. 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(特定親族)を対象とした控除が新たに追加されます。

特定親族の合計所得金額(円)	控除額(円)
580,000 円～850,000 円以下	630,000 円
850,001 円～900,000 円以下	610,000 円
900,001 円～950,000 円以下	510,000 円
950,001 円～1,000,000 円以下	410,000 円
1,000,001 円～1,050,000 円以下	310,000 円
1,050,001 円～1,110,000 円以下	210,000 円
1,110,001 円～1,150,000 円以下	110,000 円
1,150,001 円～1,200,000 円以下	60,000 円
1,200,001 円～1,230,000 円以下	30,000 円

### 3. 各種扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除の見直しに伴い、扶養控除等の合計所得金額等に係る要件が改正されます。

所得控除	対象者となる所得要件	金額要件
雑損控除	生計を一にする親族等の総所得金額等	580,000円以下
障害者控除	生計を一にする障害者である配偶者又は親族等の総所得金額等	580,000円以下
寡婦控除	生計を一にする親族等の総所得金額等	580,000円以下
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等	580,000円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	850,000円以下
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	850,000円以下
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者 (青色事業専従者等を除く)の合計所得金額	580,000円～ 1,330,000円以下
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	580,000円以下
特定親族扶養控除	扶養親族の合計所得金額	580,000円～ 1,230,000円以下

## 4. 住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除について、借入限度額を以下のような措置が講じられます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	50,000,000 円
ZEH 水準省エネ住宅	45,000,000 円
省エネ基準適合住宅	40,000,000 円